

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

平成18年3月31日

規則第69号

改正	平成19年9月28日規則第91号	平成22年3月24日規則第17号
	平成25年3月22日規則第22号	平成25年6月25日規則第61号
	平成26年3月25日規則第7号	平成27年3月27日規則第31号
	平成28年3月11日規則第13号	令和2年2月7日規則第5号
	令和2年5月29日規則第70号	

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 電子文書保存条例の規定による知事が定める事項等（第3条—第7条）

第3章 書面によることとされる規則に基づく保存等における情報通信の技術の利用（第8条—第10条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 条例又は規則の規定により書面又は電磁的記録の保存等を行わなければならないものとされている民間事業者その他の者が、知事の所管する条例又は規則に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年北海道条例第4号。以下「電子文書保存条例」という。）において使用する用語の例による。

第2章 電子文書保存条例の規定による知事が定める事項等

（電子文書保存条例第3条第1項の道の機関が定める保存）

第3条 電子文書保存条例第3条第1項の道の機関が定める保存は、別表第1の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第4条 民間事業者等が、電子文書保存条例第3条第1項の規定に基づき、別表第1の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

（1）作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

（2）書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項に規定する方法により電子文書保存条例第3条第1項に規定する電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ当該電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

（電子文書保存条例第4条第1項の道の機関が定める作成）

第5条 電子文書保存条例第4条第1項の道の機関が定める作成は、別表第2の左欄に掲げる条例の

同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第6条 民間事業者等が、電子文書保存条例第4条第1項の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(作成において氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 電子文書保存条例第4条第3項の道の機関が定める措置は、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)とする。

第3章 書面によることとされる規則に基づく保存等における情報通信の技術の利用

(規則に基づく保存等)

第8条 規則の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者(電子文書保存条例第2条第1号ただし書に掲げる者を除く。)が、規則に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、電子文書保存条例第3条から第6条まで及び前章の規定の例による。

(規則に基づく保存の適用範囲)

第9条 前条の規定によりその例によることとされる電子文書保存条例第3条第1項の道の機関が定める保存は、別表第3の左欄に掲げる規則の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

(規則に基づく作成の適用範囲)

第10条 第8条の規定によりその例によることとされる電子文書保存条例第4条第1項の道の機関が定める作成は、別表第4の左欄に掲げる規則の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

3 北海道動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成13年北海道規則第109号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項を削る。

(北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

4 北海道希少野生動植物の保護に関する条例施行規則(平成13年北海道規則第123号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)」を削り、同項を同条第2項とする。

附 則(平成19年9月28日規則第91号抄)

1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。

附 則(平成22年3月24日規則第17号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月22日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月25日規則第61号)

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月27日規則第31号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月11日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月7日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年5月29日規則第70号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 食品衛生法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（令和2年北海道条例第32号）附則第2項の規定の適用がある場合においては、（中略）第2条の規定による改正前の北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

条例名	保存等の根拠規定
北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）	第22条の3
北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）	第8条
興行場法施行条例（昭和59年北海道条例第56号）	第6条第2号
北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北海道条例第23号）	第8条第1項第6号
特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）	第10条各項、第19条及び第27条各項（第33条において準用する場合を含む。）
北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）	第13条第2項
北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）	第15条第1項第1号
北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成17年北海道条例第10号）	第13条第1項第3号（第19条第2項において準用する場合を含む。）
北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年北海道条例第9号）	第59条
北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成25年北海道条例第45号）	第12条第1項（第16条第4項において準用する場合を含む。）、第2項及び第3項

一部改正〔平成25年規則22号・61号・26年7号・27年31号・令和2年5号・70号〕

別表第2（第5条関係）

条例名	保存等の根拠規定
北海道屋外広告物条例	第22条の3
北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第8条第1項第6号
特定非営利活動促進法施行条例	第10条第1項、第19条並びに第27条第2項及び第3項（同条第2項及び第3項にあっては、第33条において準用する場合を含む。）
北海道動物の愛護及び管理に関する条例	第13条第2項
北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例	第13条第1項第3号（第19条第2項において準用する場合を含む。）

北海道生物の多様性の保全等に関する条例	第59条
北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例	第12条第2項及び第3項

一部改正〔平成25年規則22号・61号・26年7号・27年31号・令和2年5号・70号〕

別表第3（第9条関係）

規則名	保存等の根拠規定
北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）	第24条の5第3項
大麻取締法施行細則（昭和28年北海道規則第123号）	第9条第3項
家畜取引法施行細則（昭和31年北海道規則第169号）	第8条
北海道土地区画整理組合資金貸付規則（昭和39年北海道規則第2号）	第12条
海岸法施行細則（昭和45年北海道規則第58号）	第10条第1項
北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）	第22条第1項から第3項まで （第6条第1項の規定による通知その他の知事が定める通知等に係る部分を除く。）
北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則（昭和48年北海道規則第41号）	第16条第3項
漁港漁場整備法施行細則（昭和48年北海道規則第92号）	第8条第1項
北海道海域管理規則（昭和55年北海道規則第29号）	第10条第1項
化製場等に関する法律施行細則（昭和59年北海道規則第103号）	第15条
北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第71号）	第12条第3項
知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成3年北海道規則第50号）	第27条
北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）	第9条第2項
北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則（平成25年北海道規則第60号）	第22条第2項

一部改正〔平成19年規則91号・22年17号・25年22号・61号・28年13号・令和2年5号〕

別表第4（第10条関係）

規則名	保存等の根拠規定
大麻取締法施行細則	第9条第1項及び第2項
家畜取引法施行細則	第8条
化製場等に関する法律施行細則	第15条
北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	第12条第2項

一部改正〔平成22年規則17号・25年22号・令和2年5号〕